

# 都市農地と まちづくり

第71号  
2016年秋号



◆◆ 新しい都市農地・都市農業を展望する

◆◆ 「農のある暮らしづくり」の多面的な取組み

(一財)都市農地活用支援センター

### CONTENTS

#### ■ まど

- センター設立25周年と求められる役割..... 1  
（一財）都市農地活用支援センター 理事長 石原 孝

#### ■ 新しい都市農地・都市農業を展望する

- <視点> 新たな都市農業振興制度と今後に残される課題..... 2  
（一財）都市農地活用支援センター 常務理事・統括研究員 佐藤 啓二
- 伊丹市における都市農業政策..... 8  
伊丹市長 藤原 保幸
- 名古屋市の農地と「農のある暮らしづくり」 名古屋市の農地の特徴を踏まえた施策と課題..... 10  
名古屋市緑政土木局都市農業課主幹 松波 俊文

#### ■ 「農のある暮らしづくり」の多面的な取組み

- 大阪府の「農空間保全地域制度」について ～大阪の農空間を府民みんなで守り活かしていこう～... 14  
大阪府環境農林水産部農政室整備課 尾本 啓
- 「防災協力農地」のとりくみ状況 ～現状から見た課題と今後の可能性～（近日公開）..... 16  
（一財）都市農地活用支援センター 主任研究員 小谷 俊哉
- 市民協働による水田・用水路保全対策 日野市での農と共生のまちづくり調査で提案..... 20  
法政大学名誉教授 高橋 賢一  
（一財）都市農地活用支援センター 橋本 千代司
- 学校給食へ地場産農産物を活用 小平市「夏カレーの日」など実践、利用率3割を目指す..... 26  
東京都小平市地域振興部産業振興課農業振興担当 角 優花
- 「農業」と「福祉」分野を超えた連携 問題解決に結びつけるきっかけづくり..... 28  
一般社団法人日本基金 ノウフクプロジェクト担当理事 林 正剛

#### ■ 都市農地センター お知らせ

- 【開催案内】 都市農地活用支援センター 定期講演会 2016..... 31
- 【開催報告 1】 都市農地活用支援センター 定期講演会 2015..... 32
- 【開催報告 2】 都市農地活用支援センター 平成27年度都市農地活用実践ゼミナール..... 33
- 【参加報告】 「ソウル市都市農業 EXPO・国際会議 2016」に参加して（近日公開）..... 34

#### ■ 編集後記

## センター設立25周年と求められる役割

(一財) 都市農地活用支援センター 理事長 石原 孝



当センターは平成3年に設立されてから、この10月8日で25周年を迎えました。平成3年といえば、先日、今年限りで解散との報道があったSMAPもこの年にデビューしています。当時は、東京都庁が有楽町から新宿に移転し、芝浦にジュリアナ東京がオープンし、超ミニスカートが流行りました。携帯電話はムーバで、ウィンドウズも3.0でした。流行語も「バツイチ」「じゃあ～りませんか」など。また、20世紀末まで10年を切ったということで、ノストラダムスの大予言や宜保愛子の守護霊がテレビでもてはやされました。

我が国のバブルの終わりとなる時期ですが、まだまだ社会的にその実感はなく、元気な時代でした。

当センターも、当時の旺盛な住宅・宅地需要に対応するため、都市農地等を活用した計画的な宅地供給を支援するという役割を担って設立されました。そして、時代の変化に対応しながら都市農地とまちづくりを応援してまいりました。現在は、当時と打って変わって、急激な人口減少、少子高齢社会へと突入しつつある我が国ですが、これまで、都市農地等の活用支援において一定の役割を果たし、社会のお役に立てたのも、当センターに関係された多くの方々のご努力のお蔭とこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

大きく変わった社会環境の中で、当センターの今後求められるものは何か。それは、国や自治体、農業関係団体等と連携し、都市農地の適切な保全、活用のモデルを模索、提示し、地域の皆さんが具体的に実践していくお手伝いをしていくことであろうと思います。

昨年、都市農業振興基本法が成立し、施行され、今年5月に国の都市農業振興基本計画が策定されました。今後、これを受け、自治体において地方計画の策定への取組みが具体化して行くものと思われます。

また、大きく変わった社会環境の中で、生産緑地をどのように位置付けていくのか。都市において求められる民有緑地の役割と相まって、議論が深まっていくことと思います。さらに、今後の都市農地の役割に見合った税制度の構築についても国において結論が出されることと思います。

このような中、当センターの経営資源を今後どのように投入し、社会のお役に立てるように取り組んで行くか、センターの今後の事業展開についての議論も深めながら、事業を進めて参りたいと考えております。引き続き皆様のご指導とご支援を切にお願い申し上げます。

# 新たな都市農業振興制度と今後に残される課題

(一財) 都市農地活用支援センター 常務理事 統括研究員 佐藤啓二

## はじめに

或る市で開催されたシンポジウムで都市農地を巡る動きについての話をした後、会場から質疑を受けた時のことである。

最前列に座っていた一人の農家の方が立ち上がり、自分は国の基本は米と思い稲作を続けてきたが、今のままでは将来が大変心配だといった趣旨の発言をされた。

今の仕事について10年、農家の方と話しをする機会が多いので最近では慣れてきたが、はじめのうちは会話の中で国家と政治の話が自然に出てくることに新鮮な驚きを覚えた。

普通のサラリーマンの会話の中では自分の趣味や家庭のこと、せいぜい仕事の話が殆どではないだろうか。

およそ国家においては対外的な軍事と並んで国内的には食糧の確保が究極の国の役割であり、農業そしてそれを生業とする農家と国との結びつきの歴史は太古から続いている。

それをよく表している例がある。

稲作と切っても切り離せない農業水利は水を巡る幾世代にもわたる争いの中で形成されてきたものが多いが、近代になって河川管理のルールとして制定された河川法では、こうした歴史的な経緯が尊重され、法規範が適用されない慣行水利権として場所を得ている。

都市計画制度も長い歴史の中で形成されてきた農業・農地の構造に最近(昭和43年)になって後からルールをかぶせたという点で河川法と近似している。

都市計画と農業・農地の関係を考える際にも、また、都市住民と農家が交流する場合にも河川法と同じような視点が必要なのではないか。

本稿では、このような問題意識から、先ず、我が国の農業、農地の大きな歩みを振り返る中で、農地・農業の現在置かれている状況を認識し、その上で、本題である都市農業基本法に基づく都市農業と都市農地の施策の方向を予測すると共に、その限界と長期的な視野からの課題解決策を考えてみることにしたい。

## 1. 攻めの農業が目指すもの

現代の農業・農地政策を考えると、その基礎をなしているのは第一に戦前の流れの反省に立った農地改革であり、その制度的支えとして制定された農地法及び農協法、農業共済法、土地改良法等である。

第二に、戦前戦後を通じ国家の悲願であった食糧(食料)自給への希求である。

因みに大辞林によれば「食料」が食べ物一般を指すのに対し、「食糧」とは主食とする米や麦のこととされている。

特に終戦直後の昭和20年に米の大凶作が重なり、消費量の半分も生産できず国際援助に頼って辛うじて生き延びた経験は現在までの民族のトラウマになっている。

食料自給については、戦後の農政の最重要課題として、食糧制度を維持しつつ旧軍用地利用、未墾地開拓、干拓等による耕作地拡大と稲の品種改良等による生産性の向上が進められ結果、昭和40年代には米の完全自給が達成されたが、既にわが国は工業国への道を歩みだし米消費が減少し始めており、減反政策(生産調整)が導入されることとなった。

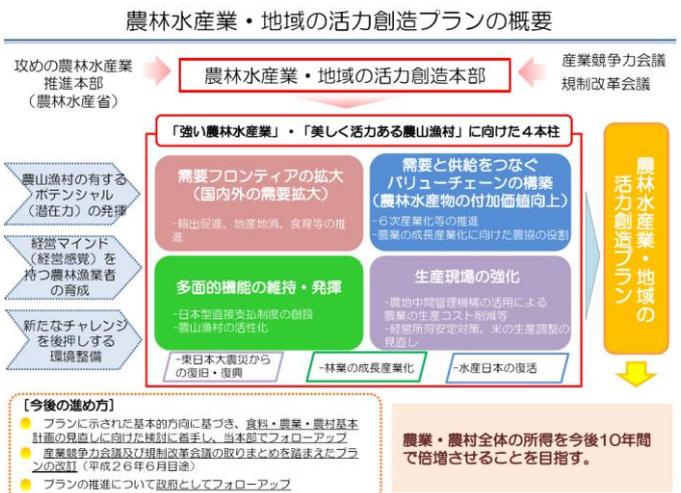


図1 農林水産業・地域の活力創造プランの概要

その後の状況を見ると、貿易、経済の国際化に伴うウルグアイラウンドやTPPの通商交渉の中でも、主食である米については国内生産体制の保護が堅持されているが、国民の消費構造が多様化する中、これまでの施策の柱であった食糧制度は既に廃止され、減反政策も平成30年には終わりを告げることとなっている。

このような価格政策や補助金を通じての米生産コントロールが終息する中、食料の安全保障に向け、平成21年の農地法等の改正以後、農用地の拡大、農地転用の厳格化、遊休農地対策強化の方向が明確となってきた。

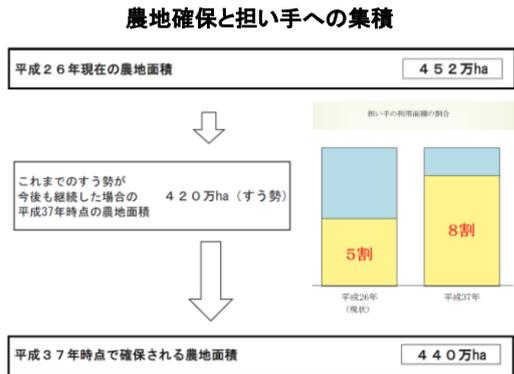


図2 農地確保と担い手への集積<農林水産省資料

もう一つの基礎である農地制度等については、農地法が目指した自作農主義が昭和36年の農業基本法制定を機に他産業との格差是正に向けた農業構造改善、担い手育成政策に軌道修正を余儀なくされ、農業経営基盤強化促進法等により強い農業の担い手の育成、担い手への農地の集積が図られてきたが、日本の農業風土や農家の意識に前進を阻まれてきた。

ここに来て、バラマキといわれた戸別所得補償制度への反省も踏まえ、遊休地対策と関連付けて制度化された農地中間管理事業、補助金の重点化、6次産業化、輸出促進等により「攻めの農政」を標榜した国主導の強力な施策展開が図られている。(図1～図2参照)

一方で担い手育成に向けた選別、他方での農地への規制強化をバネにした担い手への農地集積、今や日本の農政は戦後の農地改革の時代に匹敵する農業・農地再編の時代に入っているのである。

## 2. 日本の農業風土を考える

順序が逆になったが、日本の農業風土と農家の意識を理解するために、農地改革までの農業、農地の歴史を振り返ってみたい。

我が国の現在の国の形ができるに当たって、モンスーンアジアと呼ばれる気候風土と弥生時代に渡来した水稻稲作が大きく与っていることについては、概ね異論のない

ところであろう。

米は命の源泉となり、表1に示すように狭隘で、ヨーロッパやアメリカに比べ極めて可住地の少ない国土にもかかわらず中世で1千万人近く、江戸末期には3千万人を越えた人々が総じて安定的な社会を営むことが可能となり、当時世界でもっとも繁栄した地域の1つとなったのである。

こうした我が国においては、国民の間での土地の争奪と土地利用の競合は国の宿命ともいえるものであったが、土地利用については殆どの場合田が最有効利用であり、大化の改新の公地公民宣言により国の所有となった国土は、永らく水稻稲作を中心に零細農民に細分化され無駄なく利用されて来た。

大人一人が1年生活できる分量を米一石(150kg)と表示し、それを産出する田の広さを1反としたが、3反百姓とは3反あれば家族が生きていけたということである。

世界各国の地形と農地面積

	人口 (A)	国土面積 (B)	可住地面積 (C)	農用地面積 (D)	C/B (%)	D/A (アール/人)
日本	12,734	3,778	1,183	520	31	4
フランス	5,945	5,515	4,000	2,963	73	50
ドイツ	8,201	3,570	2,420	1,703	68	21
イギリス	5,976	2,429	2,170	1,695	89	28
アメリカ	28,593	96,291	61,991	41,126	64	144

表1 世界各国の地形と農地面積<FAOSTAT  
単位: 万人、万ヘクタール

図3に示すように、田の面積は、古代から近世にかけて100万町歩(約100万ヘクタール、1,000万反、約1,000万石)程度から微増し、新田開発が進んだ江戸時代末に300万町歩(約300万ヘクタール、約3,000万石)程度に達したと考えられる。(因みに、現在の数値を見ると、水稻作付け面積が約150万町歩、生産量が約5600万石(850万トン)となっており、生産性が3倍以上増加したことがわかる。)

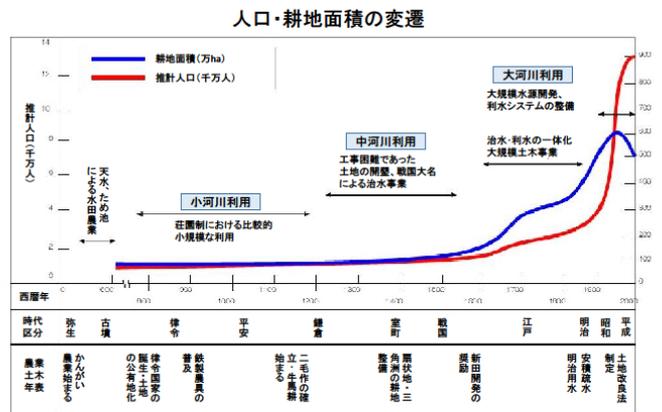


図3 日本の人口・耕地面積の推移<農林水産省資料

明治維新後の地租改正で史上初めて土地が私的所有となり、時間の経過とともに大地主への農地集中と小作人との対立が顕著になるとともに、産めよ増やせよの富国強兵政策により米生産と人口の均衡が大きく崩れ、急増した人口は第2次大戦終戦時には約7,200万人に達した。

その結果、植民地等から300万トン前後という大量の米を移輸入することが常態化し、多くの小作農家を満州開拓団として送り出すようになったことが第二次世界大戦につながったことは周知の通りである。

### 3. 食料自給力指標と多面的機能支払い

さて曲がり角を迎えている現在の農政に話を戻すが、平成27年3月に策定された食料・農業・農村基本計画では、都市農業・都市農地の今後のあり方に関係する新機軸がいくつか打ち出された。

一つは、従来の食料自給率目標と並んで、「食料自給力指標」（食料の潜在生産能力）が示されたことである。

#### 農地制度の年表

時代	年	事項	内容
飛鳥	645	大化の改新	公地公民(土地と人民はすべて国家の所有)を宣言
	700年頃	班田收授法・口分田	民に口分田(土地)を貸与し、租(年貢)を徴取
奈良	723	三世一身法→墾田永年私財法 <small>※以後荘園制が発達</small>	開墾農地の私有を認める
安土桃山	1582	太閤検地	田畑各筆ごとに耕作者を登録(税は耕作者と領主間)
江戸	1643	田畑永代売買禁止令	農地売買の禁止
明治	1873	地租改正 <small>※以後寄生地主が拡大</small>	土地の私的所有権の確立(地券の発行、所有者は納税)
大正	1920年頃	小作争議多発	小作料の減免や耕作権の擁護等、小作人による社会運動
昭和	13 1938	農地調整法制定	農地貸借の対抗力、小作契約の解約制限
	16 1941	臨時農地等管理令	農地転用規制、その後権利移動制限
	17 1942	食糧管理法	国が買入れ国民に配給(米穀通帳)
	21 1946~	農地改革	小作地等の買収・売渡
	25 1952	農地法制定	農地改革の成果を維持(自作農主義)
	36 1961	農業基本法制定	農業構造改善政策への転換
	43 1968	都市計画法改正 農業振興地域整備法制定	市街化区域内農地の転用が届出に農業振興地域の指定
45 1970	米生産調整(減反政策)開始		
平成	3 1991	都市農地税制	特定市の宅地並み課税、生産緑地法改正
	5 1993	農業経営基盤強化促進法制定	利用権設定による農地流動化、認定農業者制度創設
	6 1994	食糧法制定	食糧管理法廃止、米流通の大幅自由化
	16 2004	食糧法改正	米流通完全自由化
	25 2013	農地中間管理事業法制定	中間管理機構による農地流動化、遊休地対策の強化
	30 2018	米生産調整終了(予定)	

表2 我が国の農地制度等の歴史

これは、現在は花など非食用作物を栽培している農地と荒廃農地(再生利用可能部分)を含め、可能な農地では二毛作を想定するなど、全ての農地を最も有効に使い、

米、小麦、大豆、イモ等のカロリーの高い主食となるような作物を植えた場合に、平均的に必要とされている日本人のカロリー摂取量をどれほどカバーできるかを示すものであるが、今後これを基に食料安全保障に関する国民的な議論を深めたいとしている。

もう一つは、国の政策支援の方向が、戸別所得補償のような農家・農業全体を対象とした支援から、担い手・新規就農等による強い農業の育成や飼料用米等の食料自給につながる戦略作物増産に重点を絞った支援にきりかえ、農業・農村の環境維持については別途、多面的機能支払制度を創設したことである。

### 4. 新たな都市農業振興制度について

我々は、議員立法により都市農業振興基本法が制定された平成27年4月が新しい食料・農業・農村基本法により選別と規制強化による農業再編が打ち上げられた時(平成27年3月)とほぼ同時期であったことを認識しておかなければならない。

さて、都市農業振興基本法制定の1年後に都市農業振興基本計画が閣議決定されたが、その中で最も関心を集めているのは「新たな都市農業振興制度」である。

周知の通り、平成28年度の税制改正に向け与党と税務当局との激しい綱引きが行われた結果、与党の税制改正大綱で、「第三 検討事項6」として「都市農業については、今後策定される『都市農業振興基本計画』に基づき、都市農業のための利用が継続される土地に関し、市街化区域外の農地とのバランスに配慮しつつ土地利用規制等の措置が検討されることを踏まえ、生産緑地が貸借された場合の相続税の納税猶予制度の適用など必要な税制上の措置を検討する。」ことが明文化されたのである。(下線、筆者)

都市農業振興基本計画の中では、この税制改正の方向について、三大都市圏特定市の生産緑地以外の市街化区域内農地の固定資産税の軽減及び三大都市圏特定市の生産緑地と特定市以外の市街化区域内農地の相続税納税猶予の貸借への適用と明確化されており、新しい制度はこの税制を実現する仕組みとして構築されることとなる。

基本計画、文中、「都市農業振興に関する新たな施策の方向性」として、先ず「担い手の確保」と「土地の確保」を挙げているのは、この基本計画が一般農地で展開されている、選別した担い手等への支援と規制強化による土地確保という路線に沿ったものであることをよく示している。

こうしたことを下敷きにして、これまでの幾つかの説

明会等での両省担当官からの情報提供を総合すると、浮かび上がってくる新たな制度の輪郭は凡そ次のようなものであろう。

即ち、先ず、国土交通省（都市計画）が中心になり、都市の中で将来的に保全すべき農地（エリア）を明確にする。

（農地法の転用届出制に立ち入らないことが前提だが）農地保全措置として、農家と自治体の間で（中期的な）農地保全協定を締結するとともに、都市の特性を活かした「効率的・安定的農業経営」に向けた経営計画及び都市において期待されている多面的な機能を発揮するための取組に関する計画を農家が作成し市町村が認定する。

こうした農地について、以前の長期営農継続農地のような固定資産税の納税猶予制度を導入し、併せて市街化区域農地（一般市の市街化区域内農地及び特定市の生産緑地等）の相続税納税猶予について、市街化区域外における経営基盤強化促進法による利用権設定と同様な仕組みを創設、その適用対象（特定貸付）とすると共に特定農地貸付法による市民農園もその適用対象とする。

その際、今は特定農地貸付法の中で地方公共団体等からの対象農地貸付を介在させることで可能となる企業やNPO等による市民農園をその仕組みの中に取り込むことも考えられる。

新しい制度に関し、いくつか気になることがある。

一つは、農業経営基盤強化促進法の認定農業者の目標となっている「効率的かつ安定的な農業経営」の類型、収入等に準じた指標を都市農業においてどう設定するかという問題であり、特に、基本計画でも認めているように都市農業の継続に大きな役割を担ってきた資産活用による収入等の取扱いは注目される。

もう一つは、基本計画にも触れられているが、コンパクトシティという社会全体の流れとどう連携するのかという問題である。

特に都市再生特別措置法に基づき様々な助成制度と重ね合わせて進められている立地適正化計画とどのように関係づけるのであろうか。

## 5. 都市と緑・農の共生

さて、本稿では、冒頭お約束したように、都市農業振興基本法に基づく新しい制度の限界と、平成34年問題を含め、より長期的な課題と解決策を考察してみたい。

現在の農政の方向や一般農地とのバランスを考えると、30年経過後の生産緑地の取扱いは予断を許さないが、今

回新たな都市農業振興制度が用意されるにせよ今後大きな問題となるのは、規制強化と選別という国の農業振興施策から取り残される基盤整備の不十分な分散農地とこうした農地を保有する（新たな担い手像に当てはまらない）兼業農家である。

一般農地であれば、とりあえず農地転用と遊休地対策の強化で対応できるかもしれないが、届出で転用が可能な状態となっている都市農地は過重な税負担が続く限り、地価負担力が農地に比べると高い郊外型宅地利用、即ち、資材置き場、廃材・廃車・残土置き場等に行き着くことは容易に予想できるし、利用されないまま空地・荒廃地となる可能性も大きい。

この点については、都市農業振興基本計画の第1-3-(4)都市政策における再評価のなかで「コンパクトシティの実現に向けた取組が進められる中で、地方都市の市街地縁辺部など、土地利用密度の低下が見込まれる地域においては資材置き場等の低未利用地の増加が懸念されており、持続可能な土地利用の形態として農地のまま保全・活用される必要性が高まっている。」と、問題を十分に認識していることが述べられているが、それではこうした問題に国土交通省（都市計画）側がどのように対応しようとしているのだろうか。

平成24年の社会資本整備審議会都市計画制度小委員会は都市計画に関する今後の考え方について、「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」の双方が実現された都市を将来の都市像として目指すべきだとする中間報告を取りまとめた。

しかし、その後の動向を見ると、集約型都市構造化については平成26年5月（公布）に都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画制度が創設され、居住誘導区域や都市機能誘導区域については所管事業を動員した補助や融資、規制緩和等の促進策が用意されているが、郊外部などでの「都市と緑・農の共生」については幾つかの新しい制度が創設されたものの、先述した視点に照らせば極めて低調であるといわざるをえない。

その中心である「居住調整区域」は市街化調整区域での開発・建築規制の焼き直しであり、国会審議でも指摘されているように、逆線引きと同様、実際の適用は容易ではない。

予算措置としては市民農園等整備事業の拡充が行われ、生産緑地の買取請求に対応した都市公園施設整備（分区分園）による市民農園整備が多少やりやすくなったことぐらいである。

一方、立地適正化計画の制度ではないが、平成27年2

月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、既存集落や住宅団地等で増加しつつある空地の管理に関し、空地等管理区域及び空地等管理指針を定め、土地の所有者と市町村等が跡地等管理協定を結ぶことができる制度がつけられており、未だ端緒に止まっているものの、郊外で増加する未利用地への対策がいよいよ現実のものとして動き出していることを痛感する。

最大の弱点は、農地法との関係があるのであろうが、未利用地問題の根幹を占めている（或いは、将来占める事となる）農地への対応の視点が見られないことである。

役人の縄張り論理から言えば、農業施策から取り残された市街化区域内農地を所有する農家が重税に耐え切れず宅地に転用し、結果、廃棄物置き場等を経て空地化した時、初めて国土交通省（都市計画）サイドが何か手を打つということになるのかもしれないが、農家や市民が犠牲となるこうした展開は為政者の無策以外の何物でもない。

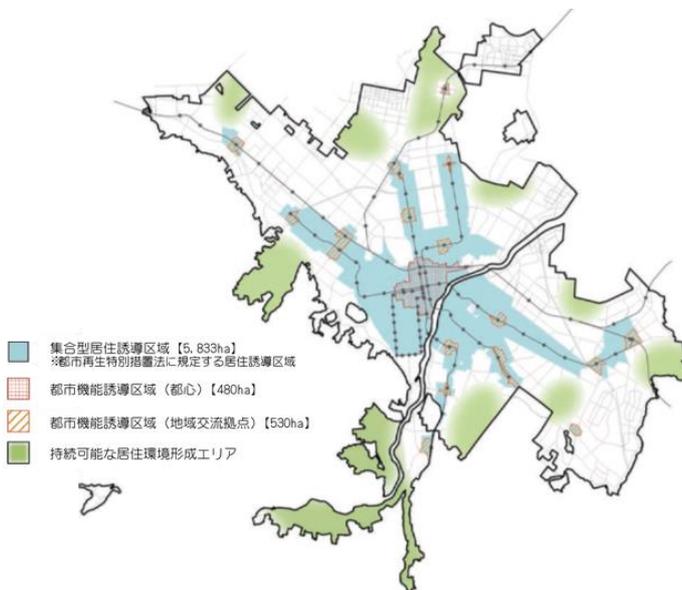


図4 立地適正化計画（札幌市）

## 6. 国土交通省（都市計画）への期待

都市農業振興基本計画の第1-3-(4)都市政策における再評価の中で、「全てを公有地化することは困難であり、民有緑地たる農地として土地所有者等により適切に管理され続けることが、持続可能な都市経営を進める上で大きな意義を有する。」と明快に述べているが、まさにこのようなことを可能とする施策・制度を都市計画の側から提案すべきなのである。

マスタープランで位置づけるといったきれいごとだけでなく、或いは、逆線引きや居住調整区域といった規制手法ではなく、土地所有者により農地（或いは農的空間）

として保持される、言葉を換えれば経営の手助けをすることができなければ農地を保全することはできないのである。

これまでの国土交通省（都市計画）の農地保全手法の中心は生産緑地地区であった。

生産緑地制度は土地利用規制制度であるが、農家に受け入れられたのは、宅地並み課税から除かれる固定資産税及び相続税の優遇制度がリンクしていたからであり、都市の拡大に合わせ農地の宅地並み課税を実施した際、農業継続を希望する者の受け皿を用意するという意味があった。

しかし、都市は縮退の局面に代わり、市街化区域という枠組みは残るものの、社会資本整備審議会都市計画制度小委員会が述べているように、農地が将来にわたって都市内で共生する存在になるのであれば宅地並み課税の根拠は失われ、いずれ撤廃に向かわざるをえないことは目に見えている。

農林水産省が市街化区域を農業振興の対象とする意思を明確にしていることを考え合わせれば、市街化区域においても基本的には農業振興を図る農地とそれ以外の農地という区分があれば良いという考えも説得力を増す。

この場合、従来の仕組みが残る可能性があるのは、立地適正化計画の居住誘導区域内及び都市機能誘導区域内ぐらいであろう。

早晩これまでの生産緑地制度は殆ど実効性のない制度に転落すると考えられる。

国土交通省（都市計画）は時代に合った新しい農地保全策を提出・構築しなければならない。

都市計画による農地保全が求められるのは次の二つの類型と考えられる。

一つは、農林水産省の施策対象農地であるが、農林水産省の一般的な農地保全だけでは不十分で、都市計画上将来に亘って保全する必要のある農地であり、その理由を明確にしつつ確実な買取を含めた保全手法を準備することが求められる。

もう一つは、農林水産省の選別から外れる農地で、宅地並み課税が完全に撤廃されない段階で懸念される資材置き場等の低未利用地への転化を予防する仕組みが必要である。

ここでは、都市計画の常套手段としての土地利用規制ではなく、都市住民の立場からの農的空間維持できるシステムの構築が求められる。

この点で参考になると思われるのがヨーロッパで普及

しているクライガルテンである。

非農地での都市住民による菜園であるこのクライガルテンは、各国による違いはあるものの、300㎡前後の広い区画、概ね30年前後という長い貸借期間、休息できる建築空間、夫婦間の継承許容等の特色があり、例えばドイツを例にすると、その総面積は3万～4万ヘクタールという規模になっているといわれている。

（農地の特別な利用形態として制度設計されている我が国の市民農園の総面積は1,402ヘクタール（H26年度末、農林水産省調べ）である。）

全国の荒廃農地（再生利用が可能なもの）は13.2万ヘクタールであり、もしドイツのクライガルテンと同程度の面積が確保されるなら食料自給率指標算定の上で十分影響力のある数量といえる。

なお、全国の都市公園のうち、住区基幹公園とよばれる身近な公園の総面積は33,611ヘクタールとなってい

る。

もちろん、我が国の場合は、農地法第3条、即ち、農地改革以来の自作農主義の柱である、農地についての権利移動の許可制度（農業委員会の許可に当たっての主要5要件等）がその障害となるわけであるが、全国の都市農地の第一線での様々な動きに触れるにつけ、農地を利用できるのは農家だけであるというこの制度を今後都市農地においてどう再構成するのかを議論すべき段階になっているような気がする。

我が国は、今、未だ曾て経験したことのない、あらゆる分野で人口が減少する時代を迎えようとしている。

産業政策として強い農業を目指すことの重要性に異議を唱えるつもりはないが、国民の食料確保の保障という重要課題については農家の努力だけに依拠するのではなく、国民全体でこれに対応する社会、そして土地利用の仕組を目指す必要があるのではないだろうか。



写真I ドイツのクライガルテン  
＜日本市民農園連合 会長 廻谷氏 撮影

## 伊丹市における都市農業政策

### 「農」の振興プランを基本方針に推進

兵庫県伊丹市長 藤原 保幸



#### はじめに

伊丹市は、近畿圏大都市地域内の一角、兵庫県南東部に位置し、面積は 25 平方キロメートル、人口は 20 万人。地形は全体に平坦で、東部に猪名川、西部に武庫川と 2 つの大きな川が市内を流れ、市東部には伊丹空港（大阪国際空港）があります。

河川流域では縄文後期から耕作が行われ、江戸時代には「清酒発祥の地」として酒造業で栄えました。現在、歴史と文化を大切にする施策として、街並み景観の保全・再生を図るとともに、中心市街地ではお酒にちなんだイベントを開催し、大いに賑わっています。そして、全国的に人口減少が顕著な中、本市の人口は微増傾向を維持し、地価の上昇率も大阪圏で上位にあります。

歴史を俯瞰すれば、20 世紀の半ばまで、酒造業等が栄えた都市中心部を除けば、伊丹は農業集落の集合体でありました。それが、1960 年代からの高度経済成長期、本市の利便性から人口流入が進み、人口が急増し、その結果宅地が不足し、国の政策の後押しもあって、農地の宅地化が急速に進行し、農業従事者も減少してきました。それが今や、我が国は人口減少時代に入り、伊丹市は人口微増とはいっても、兵庫県全体では人口の流出局面を迎え、空き家も増加する中、新規宅地の需要は減少し、土地政策・都市農業政策は歴史的転換点を迎えています。

#### 緑地空間としても農地保全が必要

つまり、伊丹市の例でいえば、本市の農業は、現在、葉物野菜を中心に、花き、花木等の生産を行っていますが、今後、この産業を市民に安全・安心で新鮮な農産物の供給として積極的に振興を図るとともに、残された農地を都市に潤いと安らぎを与える緑地空間として保全することが重要と考えています。また市民農園も一定確保しているのですが、これは、市民が直接土

に触れる貴重な機会であり、かつ、災害時には避難場所としての防災機能を期待しています。



市民農園

現在の本市の都市農業の姿を量的に押さえますと、市内の農地全てが 3 大都市圏の特定市における市街化区域内農地であり、現在、生産緑地面積は 97.78ha、宅地化農地面積は 24.69ha ですが、現在でも年々減少傾向にあります。また、農業者の高齢化、担い手不足が進行しており、農家人口は約 400 名で総人口の約 0.2%にまで落ち込み、さらに今後も減少が予測されています。

以上のように、これからの将来を見通せば、都市農業の振興が必要と考えていますが、足元は厳しい状況が続く中、ではどうすれば良いかが目下の課題です。

現在のところ、平成 23 年度からスタートし、平成 32 年度の 10 年先を見据えた農業振興施策の基本方針となる「伊丹市「農」の振興プラン」のもと、各種の施策を推進しています。

#### 基本方針はブランド化、直売など 3 本柱で

その基本方針は、①持続可能な環境をつくる都市農業の推進、②伊丹らしさを活かした都市農業の推進、③市民が広く親しめる農業の推進、の 3 点です。

まず、1 点目の「持続可能な環境をつくる都市農業の推進」における取り組みとしては、優れた技術力と

経営力を有する本市農業の中核的な担い手を確保・育成するため、一定規模以上の経営を行っている農家を中核農家として登録し、農機具の購入費の補助等を行っています。

また、中核農家として農業に15年以上従事し、地域農業の発展に寄与された農業者や、多年にわたり農業団体又は集落営農組織の育成、指導に尽力された農業者を表彰するとともに、農産物の品評会を開催し、質の高い農産物を生産された農業者を表彰し、農業就業意欲の向上及び農産物の改良発展を図っています。

2点目の「伊丹らしさを活かした都市農業の推進」では、市内における農産物の直売所が近年増加傾向にあり、伊丹市産農産物については表示シールを貼付し販売され、伊丹特産の農産物の掘り起しや、ブランド化、販路拡大などの取り組みを行なっています。

また、伊丹公設市場内に設置された農産物直売所「スマイル阪神」は、新鮮で、安全・安心な農産物が手に入る身近な施設として市民に大変人気があり、平成27年度では6億2千万円と、開設以来、右肩上がりですり上げを伸ばしています。



農産物直売所「スマイル阪神」

3点目の「市民が広く親しめる農業の推進」では、市民が身近に農業体験を楽しむことが出来る市民農園が人気であり、隣接市と比較しても最大の区画数を保有しています。

さらにこれらの市の施策に加え、将来に向け、現在の農地を保全し、営農を継続していくには、私は、国における農地にかかる税制の見直しが不可欠と考えるようになりました。このため、本市を含め全国68都市が会員に名を連ねる「全国都市農業振興協議会」から、以上のような問題に関する要望を行ってきたところです。

こうした関係者の努力が実り、都市農業の安定的な継続と、それによる良好な都市環境を形成するため、昨年4月16日、「都市農業振興基本法」が衆議院で可

決され、同日22日に施行されました。

その基本理念としては、「都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮と、これによる都市の農地の有効な活用、及び適正な保全が図られるべきこと、人口減少の状況等を踏まえた、良好な市街地形成における「農」との共存が図られるべきこと、また、都市住民をはじめとする、国民の都市農業の有する機能等についての理解の下に、施策が推進されるべきであること」とされています。

前述しましたように、全国的には人口減少や高齢化が進む中、都市農地に対する開発圧力も低下してきており、また、都市農業の有する農産物供給以外の多様な機能が住民の生活の質の向上に貢献していることを背景とし、都市農地について、宅地化促進から農地としての有効な活用・保全へと、大きく国の方針が転換されたといえましょう。

これは、先ほど述べました、本市の主要施策の1つと位置付けた「都市農業の振興」を実現するため、平成23年度に策定した「伊丹市「農」の振興プラン」の3つの柱と、方向性は全く同様です。以前から都市農業の振興に努めてきた本市の取り組みが、全国的にみましても、先進的な取り組みであったと自負しているところです。

「都市農業振興基本法」、及び、「伊丹市「農」の振興プラン」は、いずれも「都市農業の振興」の実現を目的としています。本市がこれから策定します「都市農業振興基本法」に基づいた「地方計画」の内容と「伊丹市「農」の振興プラン」の後半で計画すべき内容とは、実質的に密接なものとなり、今後、この法的位置づけをもった「地方計画」を基に、取り組みを進めていくこととなります。

### 地域住民の理解と交流・協力を拡充

そして最後に申し上げたいのは、都市農業の推進には、農業者や行政だけではなく、地域住民の理解が欠かせないということです。農業者は農作業の周辺住宅に対する影響に配慮するとともに、農地が地域住民の憩いの場や交流の場となるよう、農業者と地域住民の協力のもとで体験農園を開設するなど、地域の特性を活かした都市農業の経営手法について検討する必要があります。これからも伊丹市としては、産業政策としての観点に加え、まちづくりの一環として、都市農業の振興を図っていきたく考えています。

市民が農産物の消費者であるだけでなく、  
農にふれあい、暮らしに農を取り入れた、ゆとりと潤いのある生活を目指す

## 名古屋市の農地と「農のある暮らしづくり」

名古屋市の農地の特徴を踏まえた施策と課題

名古屋市緑政土木局都市農業課主幹 松波 俊文

### 1 はじめに

名古屋市では、都市農業振興基本法による国の基本計画の策定を受け、平成18年3月に定めた市の農業振興基本方針「なごやアグリライフプラン」を改訂して市町村の地方計画としての位置付けを兼ねる方向で内部検討をしています。

そこで、関連するテーマの中から市民農園事業を中心とする「農のある暮らしづくり」をとりあげ、名古屋市の農地の特徴を踏まえながら、施策の方向性と制度上の課題についてご説明します。

### 2 名古屋市の農地の特徴

まず前提として都市計画上の区域区分の状況ですが、市域の93%が市街化区域で、市街化調整区域は、緑地や河川敷等を除き農業振興地域となっています。

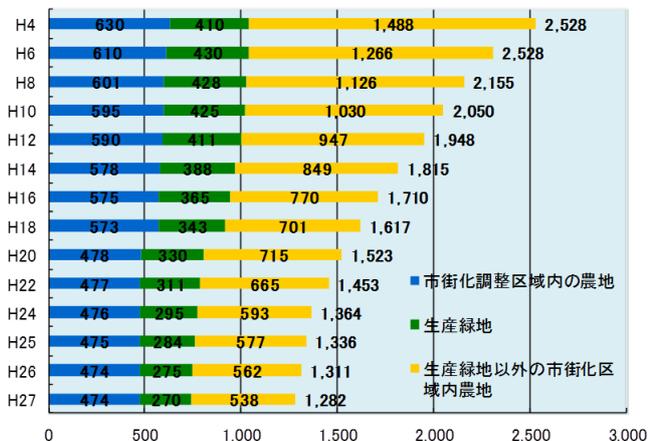


図1 市内農地面積の推移(単位: ha)

最初の線引きの際に市街化区域は既存市街地と比べてかなり大きめに設定され、多くの農地が取り込まれました。そして、無秩序に開発される前に先行的に土地区画整理が行われたため農地は大きく減少しましたが、土地区画整理終了後にも農地が残りました。

生産緑地を含め多くの農地は小規模で道路で隔てられた整形な土地として散らばっています。特定土地区画整理事業<sup>1</sup>の結果、水田が集合農地区<sup>2</sup>としてまとまっている例はいくつかありますが、整然とした街区が作られないまま開発が進み転用が困難となった農地が、現状凍結的に生産緑地地区になっていることはまれです。



図2 生産緑地地区の分布例(天白区)

注) 都市計画審議会資料より。赤丸は新たな指定、中央下側の白っぽいエリアは都市計画緑地

こういう状況なので、2戸の農家の農地を合わせて500㎡の基準を満たし生産緑地の指定を受けているケースが多くあります。片方の農地が何らかの事由で生産緑地を解除になると、道連れで残りの生産緑地も面積要件を満たさなくなり解除になってしまうという辛い事例が幾度もありました。

なお、ついでに付け加えますと、名古屋はかつて「白い街」と言われもしましたが、現在では公園・街路樹はもとより、造成後の宅地で樹木が成長し、かつての農耕地や二次林の跡には緑豊かで整然とした住宅地が広がっています。ですから、森と見紛うお屋敷はあっても農家の屋敷林というものは思い当たりません。

市街化調整区域に目を転じますと、市域の南西部にある農業振興地域では主に稲作が営まれています。伊勢湾台風での被災を契機に土地改良事業が進み、田植えや稲刈り等を委託によって集約した集団栽培が行われるようになりました。作業を連続して行えるように畔を取り払った、水平で大区画な水田が続いています。



写真1 港区南陽地区での稲刈り

### 3 市民農園と生産緑地

改正後の生産緑地法による生産緑地地区の指定の後、平成6年度から市が農地を借りて特定農地貸付法による個人向けの貸し農園を始めました。

それまでは、市が農地を借りて区画を設け子供会や老人クラブといった団体を対象に、農園を設置していました。しかし、応募倍率は低く、利用団体が固定化し世話役や実耕作メンバーも固定化していました。他方、農協が農家から開設・運営を受託した入園契約方式<sup>3</sup>の農協菜園は人気がありましたが、先着順で空き待ち状態となり、そのため市民からは個人や家族で貸し農園を使いたいとの要望を多くいただくようになっていました。

市が貸し農園の設置を進める際に障害となっ

たのは、相続税納税猶予の自作要件と生産緑地の農業の主たる従事者の問題です。国策として保全する農地と宅地化する農地が峻別されたため、市街化区域内農地でお金をかけて市民農園を整備するなら長期間の存続が見込まれる生産緑地に限定せざるを得ません。しかし、自作でなければ納税猶予は受けられませんが受けていなければ打ち切られてしまいます。納税猶予を受けていない生産緑地でも、農家自身が農業の主たる従事者でないと、代替わりの際に買取申出の機会がなくなります。ここまで説明すると大半の農家は尻込みします。

それでも、以前からあった都市公園内の分区分園を含めて平成6年に400余りだった応募区画が平成17年には900弱まで増えました。しかし応募倍率はこの間おおむね4倍のまま推移しました。多くの需要があり供給が追いつかない状況の中、特定農地貸付法が改正され農家も貸し農園を開設できるようになりました。そこで、現在では、貸し農園も農家の経営上の選択肢のひとつであり農家開設が本来の姿だという考えで、農家開設型市民農園を推し進めています。

表1 市民農園の状況(平成28年度)

種別	農園数	面積(m <sup>2</sup> )	区画数
農家開設貸し農園	29	12,071	629
市開設貸し農園	36	46,531	1,369
農協菜園	51	37,731	1,351
農業体験農園	3	13,780	307

注) 市開設には農業センター内の80区画を含む。

表2 市営貸し農園の応募倍率

	募集区画数	応募数	倍率
平成6年度	413	1,816	4.4
平成28年度	1,101	2,448	2.2

注) 応募区画数が表1の区画数と一致しないのは、利用期間が1年より長いものがあるため

市は農家の選択をサポートする役割ですから農園は宅地化農地でもよいのですが、貸し農園が相続税納税猶予の対象にならないことに変わりはなく、生産緑地では積極的に展開できず残念です。

## 4 農のある暮らしづくりの趣旨と方向性

### 1) 市民農園など

「なごやアグリライフプラン」では、市民農園等の事業は「市民が農産物の消費者であるだけでなく、農にふれあい、暮らしに農を取り入れた、ゆとりと潤いのある生活を目指す」施策として位置付けています。

この「農のある暮らしづくり」によって、都市の農地を活かして都市農業のすそ野を広げる取り組みをすすめています。市内の農地で市が実施・支援している事業には、農業振興地域の水田で農家などから指導を受け田植えから収穫まで稲作の一連の作業を体験する市民水田など、いろいろなものがあります。山に例えると、山を高く・大きくしようとするならすそ野は広く強く、ですね。



写真2 田んぼアート(港区)

都市農業振興基本計画には国民の理解と関心の増進という項目もあります。朝市のように農産物を介して地域で顔の見える関係を築くなど魅力的な手法はいろいろあると思います。



写真3 JA店舗前で行われている朝市(緑区)

そのうえで、都市の身近な農地で都市住民を

農にいざなう方策としては、自立的な“耕作”に目覚めてもらうことが一番の農業理解につながるのではないのでしょうか。プランターひとつからでも、自分で作物を選び自分のペースで準備して世話をして結果を受け止め次に進む。そこに場として用意しておくものが貸し農園ということです。

### 2) 農業公園

また、名古屋市では、市内でも各地域で特色のある多様な農業が営まれてきた歴史を踏まえ、農業センター(天白区)、東谷山フルーツパーク(守山区)、農業文化園(港区)の3つの農業公園<sup>4</sup>を設置しており、農業に関する知識と技術の普及啓発とともに市民に緑豊かなレクリエーションの場を提供しています。



写真4 秋の農業センター

注) 名古屋市の農業公園のご案内

・名古屋市農業センター

天白区天白町大字平針字黒石2872-3

TEL052-801-5221

・農業文化園・戸田川緑地

港区春田野二丁目3204番地

TEL052-302-5321

・名古屋市東谷山フルーツパーク

守山区大字上志段味字東谷2110

TEL052-736-3344

農業公園では、フィールドを生かした季節の催し物や収穫体験などとともに、一般の市民向けに野菜や果樹などの栽培講習会を開催しています。講習会の中には連続講座もあり、半年間月1回のペースで畑の準備から収穫まで継続して野菜づくりを学ぶものなどがあります。

## 5 家庭菜園から一步先へ

では、さらにその次の段階はどうでしょうか。都市住民が地産地消など様々な経路で農を知り、農業体験や市民農園などを通じて“耕作”に目覚めていけば、家庭菜園から一步先へ進みたいという方もお見えになるのではないのでしょうか。

この分野では、名古屋市の近隣には豊田市、長久手市、日進市などに優れた取り組みがあります。欲張らずにそちらにお任せしても良かったのですが、市街化区域も含めた市内の農地でもと、平成 26 年度から、新たに技法教育の場として、期間 1 年で直売入口程度までの農業の基礎を学ぶ「チャレンジファーマーカレッジ」を農業センターで開講し、農業委員会では比較的小規模な貸借を支援する「農地バンク<sup>5</sup>」を始めました。

しかし、市内で耕作の場を探す方のニーズは市街化区域に多いのですが、市街化区域についてはこうした小面積の貸借に正面から応じる手法がなく、特定農地貸付で行うこととはしていますが、市街化区域内でのあっせん成立の実績はありません。市街化区域も利用権設定の対象となり、生産緑地でも利用権設定が相続税納税猶予の対象となるならとても助かります。

## 6 むすびにかえて

ここまでで触れた名古屋市が都市農業を振興する中で都市農地の保全及び「農のある暮らしづくり」をすすめる上でぶつかった制度上の課題については、市内の農業団体や市から国などへ提起をしてきました。そして、非常にありがたいことに、今年 5 月に閣議決定された国の都市農業振興基本計画に課題として記載されたところ です。

都市農業という言葉は同じで共通点は多々あるでしょうが、都市によって自然条件や歩んできた歴史は異なり、その結果として土地利用や農業も同じではありません。本稿が掲載される

ころには具体的な動きがあるかもしれませんが、幅広い視野で建設的な議論が進むことを望んでいます。

### 用語補足

#### <sup>1, 2</sup> 特定土地区画整理事業、集合農地区

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による仕組み。大都市地域の市街化区域では、市街地に近く開発の手が伸びていないが区画整理に向けたところを「土地区画整理促進区域」に指定して「特定土地区画整理事業」を行うことができる。そういう場所はおおむね農地が多いので、営農継続希望に応じて用水路を設けるなどのため、農地を集めて換地した「集合農地区」を設けることができる。

#### <sup>3</sup> 入園契約方式

昭和 50 年に当時の農林省から「いわゆるレクリエーション農園の取り扱いについて」という通達があり、市民農園は、狭い面積を短期間入園して農作業をしているだけで貸し借りではない「入園契約方式」の場合に可能とされた。

#### <sup>4</sup> 農業公園

農業公園は、都市公園のような特別な管理法に依拠する定型的な施設ではなく、市町村が地方自治法による公の施設としてそれぞれの設置条例に基づいて設置及び管理されている場合が多い。

全国各地には、民間のものも含め多くの農業公園と呼ばれる施設があるが、定まった定義はない。

名古屋市の場合、「市民への農業の普及啓発」を目的とし、都会で生活する市民が、自然とふれあいながら、農業とその大切さを学ぶための施設と捉えることができる。

#### <sup>5</sup> 農地バンク

中間保有(今回は「中間管理権の取得」と言う。)を挟み、補助制度と組み合わせて農地を面的に利用集積しようとする農地中間管理機構を「農地集積バンク」とも呼ぶため紛らわしいが、この地方の先進的な自治体で取り組まれ、名古屋市も参考にした農地バンク制度は、登録制によるマッチングが中心で、パズルの空いたピースを埋めるような趣のもの。

# 大阪府の「農空間保全地域制度」について

～大阪の農空間を府民みんなで守り活かしていこう～

大阪府環境農林水産部農政室整備課 尾本 啓

## 1. はじめに

大阪府では、農地、里山、集落、農業用水路等やため池などの農業用施設が一体となった地域を「農空間」と定義し、保全、活用を図っている。

平成20年4月に施行された大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例の中で設けられた「農空間保全地域制度」は、農業者や農業団体等、そして府民が一体となって農空間の保全と活用を進めていくもので、次の①～③を理念として掲げている。

- ①府民の身近にあるという独自性を活かし、農空間の公益性をさらに高めること
- ②農空間を守り育てていく府民運動を展開すること
- ③健康的で快適な暮らしと安全で活気と魅力に満ちたまちづくりを進めること

これらの理念に基づいて、遊休農地の解消及び遊休化の未然防止等農空間の保全、活用に取り組んでいる。

## 2. 大阪府の耕地の現状

大阪府の耕地面積は平成27年時点で13,220haであり、10年前と比較して約1,260ha減少している。

(図-1)

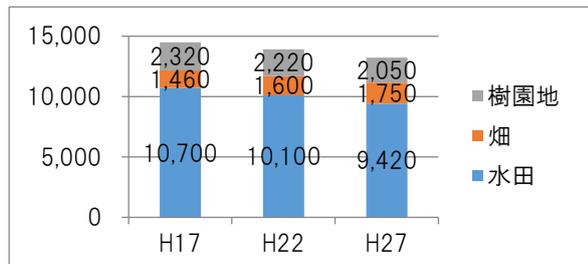


図-1 大阪府の耕地面積

出典：農林水産省「耕作及び作付面積統計」

なお、「農業振興地域の整備に関する法律」では、集団性のある農地の保全を図ることとなっているが、農用地区域の指定要件が20ha規模の集団農地となっており、大阪府では全農地の約3割にあたる約5千haの農地を指定するにとどまっている。

このような現状を鑑み、農空間を保全するための、府独自の制度が必要であるとして検討を進め、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を施行した。

## 3. 農空間保全地域制度の概要

「農空間保全地域制度」では、農空間の公益性を確保するため、農業振興地域の農用地区域内農地、市街化調整区域の概ね5ha以上の集団農地、生産緑地等の保全すべき農地を、関係市町村と協議の上、「農空間保全地域」として指定し、営農環境の改善に向け、農道や水路の補修・改修など、きめ細やかな整備を支援している。

また、農空間保全地域内において、農地の利用に関する実態を調査し、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地を把握することとしている。

その調査により、農空間保全地域内に遊休農地又は遊休農地となるおそれがある農地が存し、農空間の有する公益的機能の確保に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、遊休農地等の利用の促進のための方策について、市町村、農業委員会、土地改良区及び農業協同組合の代表者その他関係者とともに検討を行うことにしている。このうち、府内平均を上回るような遊休化の著しく、特に対策を講じる必要があると認めるエリアについては、「遊休農地解消対策区域」として指定し、区域内の農家の農

土地利用意向を把握の上、より具体的な対応方策を検討することになっている。

この制度に基づき、農業者、農業団体、府民の幅広い参加により、農空間の保全と活用を進めている。



#### 4. 遊休農地解消対策区域での具体的な取組

農空間保全地域制度により遊休農地等を解消した事例を紹介する。

##### ①自己耕作を再開しやすくする環境整備



(整備前)



(整備後)

獣害被害も顕著であったため、防護柵を設置することで、営農環境を整備し遊休農地を解消した事例。

##### ②地域の力を活用（農空間づくりプランの策定）



農家、地域住民で構成する地域活性化協議会を設立し、農空間づくりプランを策定。地域の取組として里道を拡大し営農環境を改善し、遊休農地が解消された。(左下の写真参照)

##### ③農地貸借の促進



(開墾前)



(開墾後)

保全委員会での議論を通じて、企業を誘致し、遊休農地を解消した事例。

#### 5. 農空間保全地域制度制定による成果

「農空間保全地域制度」では、遊休農地の解消方策について、平成28年3月末時点で約370haの遊休農地において対策が講じられている。

また、府内 35 市町村において農空間保全委員会が設置されている。遊休農地解消対策区域についても 64 地区を指定し、(うち 4 地区は遊休農地対策が施されたことから区域指定を解除。現在は 60 地区) 農空間の保全と活用に関する対策を実施している。

#### 6. 今後の展開

遊休農地対策については、今ある遊休農地はもとより、今後、遊休化の恐れがある農地が多く発現することが予想される。

一方で、都市農業の安定的な継続、防災機能など多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として都市農業振興基本法が制定された。

このように、大阪府の農業を取り巻く環境は、農空間保全地域制度の制定時から大きく様変わりしてきていることから、これまでの制度運用について点検を行っていくことにしている。

# 市民協働による水田・用水路保全対策

## 日野市での農と共生のまちづくり調査で提案

法政大学名誉教授 高橋 賢一  
 (一財)都市農地活用支援センター計画部長 橋本 千代司

### 取組内容

#### ①水田保全・用水再生に向けた基礎調査

農業用水路実態調査

水田稲作農家・転用農家  
ヒヤリング調査等

市民ニーズ把握のための  
アンケート調査

#### ②生物多様性地域戦略と連携した水・緑のデータベース化等の検討

GISによる水・緑資源の  
データベース化手法の検討

水・緑の環境保全効果と  
市民への普及啓発手法の検討

#### ③農家と市民の協働による水田保全・用水再生手法の検討

先進地視察  
事例収集・検討

農家と市民の協働による  
水田保全プログラム等の検討

水田保全・用水再生  
シンポジウム

日野市ランドデザイン  
〈水都(すいと)日野〉

日野市ホームページより



### 1. はじめに

日野市は、面積 27.55k m<sup>2</sup>・人口 182,571 人(平成 27 年 9 月 1 日現在)で都心から西に 35km、東京都のほぼ中心部に位置する。市の北端を多摩川、南側を浅川の清流が流れ、湧水を抱えた台地と緑豊かな丘陵を持つ町である。

河川沿いの低地を中心に市内約 116km に及ぶ用水路を備え、「多摩の米蔵」と呼ばれるほど水田稲作の盛んな町であったが、今に残るこうした農業用水路網とそこでの自然・生態系は景観、環境、アメニティなど、日野市を特徴づけるまちの魅力となっている。

こうした中、市では市制施行 50 周年を節目として、昨年 1 月に、日野市の今後 50 年を描いた「50 年ビジョン」を策定し、将来の日野市の姿を「水都(すいと)日野」と定めた。

しかし 1960 年代以降の都市化により年々農地面積が減少し、特に水田が著しく激減し

ており、これと密接な関係を有する農業用水路の維持が危ぶまれている。

本稿は、こうした背景のもと、日野市市役所の関係部局、農業団体、市民団体、学識経験者等からなる「〈水都日野〉農家と市民の協働による水田保全手法等検討会」(座長 高橋)を組織し、H27 年度「都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査」を実施した内容を取りまとめたものである。



図1 日野市における水田と水路

## 2. 調査の課題と方法

### (1) 課題

日野市は、平成 10 年全国に先駆け、農業基本条例を制定し、農業用水路維持についても市民による「用水守制度」というユニークな制度を運営するなど、先進的な取組を行ってきたが、水田の激減という状況の中、今回の調査では次の課題に取り組むこととした。



写 1 水田と用水路風景

- ①農業用水と水稻農家、水田との関係（多摩川、浅川の農業水利権、用水組合による水路管理の実態）についての市民理解を深める。
- ②市民の関心が高く、今後市として本格的に取り組むことになっている“生物多様性戦略”にとっても、用水とそれを支える水稻が中心的課題であることに理解を深める。
- ③急務となっている水稻農家の急速な減少に対処するため、市民との協働の方法、有効性等を整理し、第一弾として、環境部局を中心に、市民との協働による水田保全・稲作継続のモデル事業を立ち上げる。

### (2) 調査方法

#### 1) 内容

上述の課題に応えるため以下の調査を実施することとした。

#### ①基礎調査として

- ・用水網と用水組合による管理実態・課題の把握

水稻作業工程、水稻農家の経営実態と市民協働受入れ意向の把握

- ・水田を利用した農家と市民の協働活動事例（市内外）等

#### ②市民協働による水田保全方法の類型化と日野市において実現可能なスキームの検討

- ・施策の対象とする農家の絞り込み
- ・畑作と異なる水稻の特性を踏まえた農家、市民、公的主体の役割

#### ③都市農業シンポジウムの開催

- ・上記①、②を基に、市民、農業者、行政等の参加で「市民参加により日野の水田を生かし、残す」をテーマにしたシンポジウムを開催する。

#### ④新町 3 丁目地区（宅地化農地）でのモデル事業の立ち上げ

#### ⑤生物多様性地域戦略展開に向けた水田データ整備と市民参加による情報蓄積手法の検討

### 2) 重点事項

なお、調査体制の構築・運営するに当たって、確認した重点事項は以下の 3 点である。

- 国や都の施策立案に向けての市町村（基礎自治体）からの意見発信
- 日野市の中での縦割り行政組織を超えた横断的な調査・検討
- 隣接する他都市への施策提起と広域連携

## 3. 水田と用水路の現状

### (1) 水田に関する現状

幹線道路や鉄道等、都心との交通の便の良さから依然として区画整理事業など宅地化が進行しており、特に水田については、稲作の農業生産性の低さもあり、面積がこの 50 年間（1960⇒2010）で 20 分の 1、最近 10 年間（2000⇒2010）で半減と激減しており（図 1）、箇所数でも平成 14 年の約 120 カ所から平成 24 年までの 10 年間で約 62 カ所まで減少し、保全の取組みが急がれる。

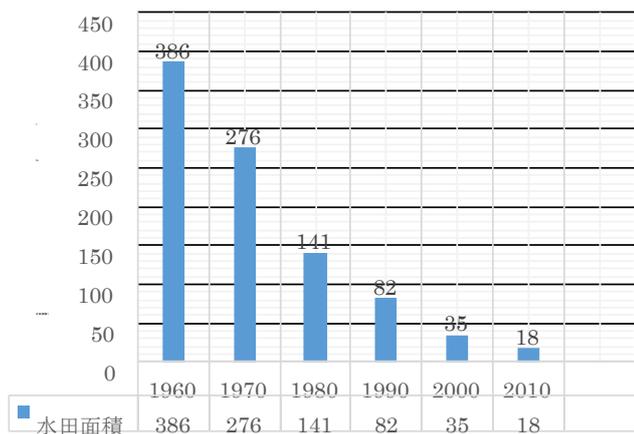


図2 水田面積の推移

(2) 農業用水路の管理等の概況

河川沿いの低地を中心に河川沿いの低地を中心に、6つの用水組合で8つの用水路がある。

この内2つの用水で許可水利権と6つの用水で慣行水利権となっている。(図3)

用水路延長は市内約116km、年間を通じた常時通水が実施されている。

こうした用水路への継続取水が可能なのは農家が稲作をすることで水利権が維持されているからであり、年間通水を可能とする水路網を保全するためには「水田の保全」が不可欠である。



図3 水路幹線網図

4. 用水の保全、再生に向けた先進的な取り組み

日野市では、用水路が網の目のように流れ、

市内の農業を支えてきた。

しかし高度経済成長と人口急増による地下水の汲み上げや、生活雑排水の流入により河川・用水の汚染が進行したため、1981(昭和51)年に「日野市緑化及び清流化推進に関する条例」を制定し、爾来、市を挙げて「緑と清流」を目指すまちづくりを推進し、「すぐ手の届くところに水や緑がたくさんある」という今の日野市の姿を作り上げてきた。

表2 日野市の用水を守る主な取り組み

年	内 容
1972(昭和47)年	環境保全に関する条例
1976(昭和51)年	清流条例：公共水域の流水の浄化に関する条例 ・・・行政の責務、市民の協力義務を明記
1980(昭和55)年	清流監視指導員設置要綱
1983(昭和58)年	水路清流課(現 環境共生部 緑と清流課)誕生
1992(平成4)年	水辺環境整備計画(用水路基本計画)
1993(平成5)年	各用水組合に補助金交付(70%)開始・・・農業振興補助金の一部
1995(平成7)年	向島用水路親水路公園整備
2003(平成13)年	よそう森水田公園整備
2004(平成16)年	用水守制度創設
2006(平成18)年	清流条例の全面改訂：湧水・地下水の回復と河川・用水保全に関する条例 ・・・自然環境の保全や住民参加の視点
2008(平成20)年	「用水守制度」が第10回日本水大賞(奨励賞)
2010(平成22)年	用水路への市民参加として、「用水路カルテづくり(日野水の会)」が現在まで継続

「緑と清流課」が中心になって様々な取組を行っているが、中でも市民の手で用水路を守る「用水守」制度と各用水組合(一部は土地改良区)と行政の密接な連携スタイルは特筆される。

「用水守」制度は予め対象エリアを特定して登録されている市民ボランティアが、年間を通して用水路の清掃等の管理を行う制度で、平成28年1月現在で50団体、399名が登録されており、総延長は約8.5kmになっている。

また、用水組合が主体となる維持・管理であるが、定期的なドブ浚い等については市も積極的に分担・協力すると共に、各組合が支出する樋門等の保守点検費用や補修等への助成を行っている。

## 5. 稲作における市民協働形態の検討

### (1) 農家アンケートによる市民協力受入れ意向

市内の全稲作農家を対象にした農家アンケート調査により農家の市民受け入れ意向等を調査したが、次の3タイプに分類できた。

#### ①体力があり、後継者がいる農家

簡単な手伝い程度の作業なら頼むことも考えられるが、総じて市民の受入れには消極的

#### ②高齢で後継者がいない農家

出来れば水田を残したいが自分の力では無理。市民の協力が適切なものなら歓迎する。

#### ③宅地転用を志向する農家

諸般の事情から、水田を残すつもりはない。今後の施策対象となるのは、このうち②のタイプと考えられる。

### (2) 市民アンケートによる市民意識

用水路を好ましく思っている人は多いが、水田と関わりを持っている人は殆どおらず、稲作への協力（イベント参加を含む）希望者は半数を超える。

### (3) 農業における市民協働の事例

畑作を含め、市内や他地域での事例を収集・整理すると次の3つの形態に分類された。

- ①啓発型 学校教育用水田、体験水田、見本水田、公民館補助事業
- ②育成型 「農の学校」、農家と市民のマッチング（援農ボランティア制度）等
- ③体験型・レクリエーション参加型 市民農園、体験農園、観光農園



図4 市内の水田を利用した市民活動

### (4) 稲作の工程と市民参加可能性の考察

稲作は施設園芸などと異なる土地利用型農業で、一般には整備された広い田ほど生産効率が高くなる。3月末の種籾準備から始まり、用水路の清掃・手入れ、田起こし・代掻き、5月の田植え、夏の期間の草取り、病害虫防除を経て、秋の稲刈り・収穫まで半年以上を要する大作業である。

以前は3反農業などとよばれ、田植えや稲刈りなどの節目には、親戚縁者や地域ぐるみで作業を行う集団的農法であったが、現在は機械化が進み、機械のオペレーションが大きなウェイトを閉めているため、畑作のような市民による援農というスタイルが馴染み難い。

月	3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月		
	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中
稲の育成相				種まき			苗を育てる時期			稲の根が付く時期			茎が増える時期			穂や花粉ができる時期			穂の花が咲き稲に身が入る時期			稲刈り時期		
稲作作業		種籾準備	種まき	育苗			田植え			育苗箱運搬・片付			数回の草取り、草刈			ハザ掛けへの稲束の運搬			脱穀時の稲束の運搬			稲刈り	ハザ掛け	脱穀
				田起こし 代かき									草取り・草刈り・防除									乾燥	籾すり	
(水管理)													中干し											
用水路管理							総出で堀さらい						用水路の維持・清掃						総出で堀さらい					
農業用機械				種蒔き機・軽トラクタ			田植え機						草刈機・散布機						バインダー・ハーベスタ コンバイン			乾燥機・籾摺り機等		

■ 稲作農家が、非農家(市民)の受け入れ可能な作業(補助)項目  
 - - - 受け入れ可能な補助的な作業内容を示す

図5 稲作の工程と農業用機械

(5) 稲作における市民協働の可能性

以上を踏まえ、稲作において考えられる市民協働のタイプを整理したのが図6である。

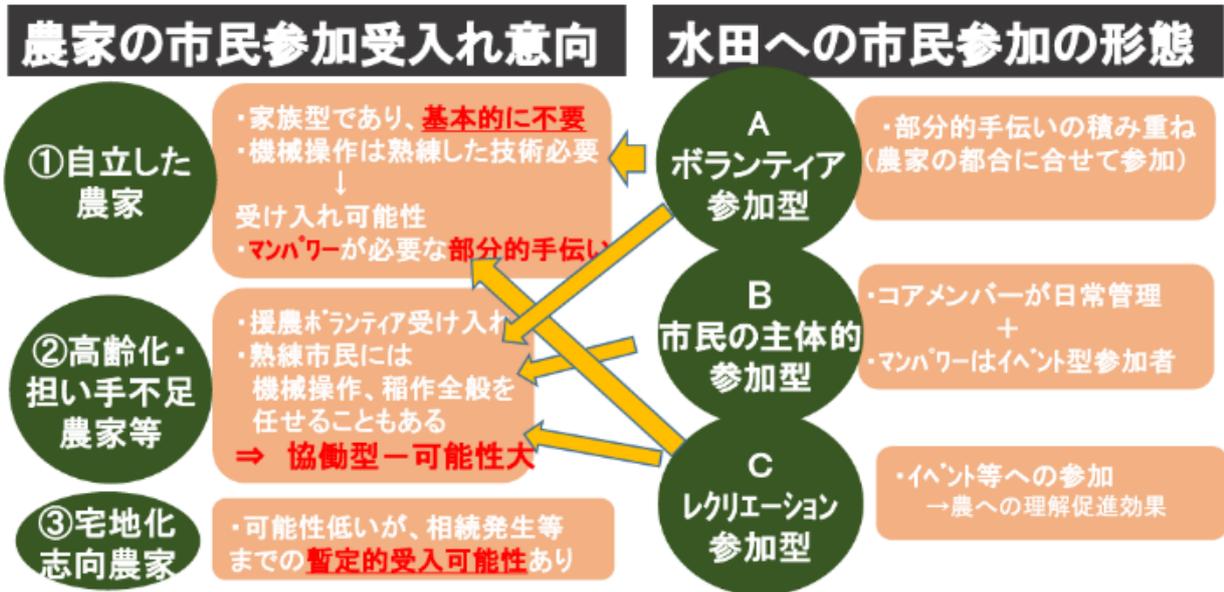


図6 市民協働による水田保全の考え方

6. 調査結果のまとめ

当初の問題意識について、調査を踏まえて明らかになった点等を以下に述べる。

(1) 水利権と水田の関係

日野市の農業用水の水源は多摩川、浅川であるが、受益田が減少する中、用水組合（土地改良区）によっては河川管理者である国のチェックが厳しくなっており、環境用水としての水利権確保の難しさを考えると、用水確保の必要性の鍵となる水田を明らかにし、これらを重点的に保全することが極めて大切になる。

(2) 水稻農家の実態

水稻と農業用水は密接な関係を有しており、施設園芸等に比べて極めて生産性が低い水稻の継続と用水組合活動を支えているのは、比較的手がからないことだけでなく、稲作、水田が好きであり、先祖伝来の祭りなど地域の伝統・文化を大切にしている農家の心情に支えられている面が大きい。

したがって、水田保全には、援農等による直接支援だけでなく、伝統・文化等を含めたコミュニ

ティづくりなどのアプローチも考える必要がある。

(3) 施策対象農家の絞り込み

体力があり自分でやっている農家や後継者がいる農家はあまり市民のサポートを求めない傾向が強く、逆に、宅地化することを決めている農家も施策の対象からは外れる。

「市民との協働による水田保全」という支援策が有効と考えられる農家は、高齢で後継者がおらず、市民の協力があれば稲作を継続しても良いと考えている農家である。

次年度以降、市の支援スキームが明確になった段階で、今回の調査で明らかになったこうした農家を対象に具体的な条件等による働きかけを行う必要がある。

(4) 稲作における市民協働の難しさ

市民による農地利用の代表は、市民農園（特定農地貸付法）と体験農園であるが、水田では棚田など特別なケースを除きこの方式は難しい。

土地を分割し、個人単位で耕作が可能な畑作と

異なり、稲作は現在は農業機械を用いた耕作に主流になっているが、本来、広い面積の水田を集団的に利用する農法である。

工程全体に通じている農家の技術と農業機械が耕作の中心であり、アマチュアである市民の役割・出番は余り多くはない。(農家側からも不慣れな一般市民への援農ニーズは少ない。)

したがって、水田保全において、市民協働方式が大きな面積をカバーするという事は難しいが、農業機械の利用や、技術指導等の面で、農業者の協力・理解が得られるならば、学童教育や地域でのコミュニティ活動の一環等、明確な目的を有したグループによって利用されることは可能と思われる。

市民協働による水田保全を行政が支援するシステムを作る際にもこうした点に注意する必要がある。

#### (5) 新町3丁目地区(宅地化農地)でのモデル事業の立ち上げ

以上の整理を踏まえ、市内新町3丁目の農地で、生産緑地地区解除に伴い宅地化されずに残された

約360㎡の農地を利用して、モデル事業を立ち上げることにした。

日野市内の小学校の多くは学童教育水田を持っているが、この農地は学童教育水田を有しない小学校の生徒を対象とした教育水田という位置付けをし、日野市が公共目的で農地法第3条の許可を得て貸借すると共に趣旨に賛同してくれる農家及び用水組合の全面的な協力を得て運営することとしたものである。

なお、市の税務条例により公共目的で利用する土地は固定資産税が免除されることとなっている。

今回のモデルは、教育水田という目的で市が対象農地を貸借するという方法であったが、この市が借地するというシステムは該当する農地があれば、水田保全のリーダー育成のため等といった他の目的にも広げることができる。

また、現在、都市農業振興基本計画により制度化が見込まれている、相続税の納税猶予税度の生産緑地の貸借への適用がスタートすれば、宅地化農地に限らず、生産緑地に拡げることにも可能となり、行政が貸借主体とならなくても、まちづくり団体等へのマッチングを担うことも考えられる。

# 学校給食へ地場産農産物を活用

小平市「夏カレーの日」など実践、利用率3割を目指す

東京都小平市地域振興部産業振興課農業振興担当 角 優花

## 1 都会から一番近いプチ田舎

小平市は、都心から電車で30分という利便性の中で、玉川上水をはじめとした水と緑の回廊であるグリーンロードが市内を一周し、農地も多く残っていることから、「都会から一番近いプチ田舎」として親しまれる住宅都市です。

## 2 小平市の農業

小平市には、市のおよそ1割に当たる約190haの農地があり、その9割近くが生産緑地になっています。

小平の農地は、南北に細長く、短冊状の特徴的な地形の場所が多く、その地形をうまく工夫・利用しながら果樹や野菜、花卉などが生産されています。消費者に囲まれた都市農業の特色を活かし、少量多品目が栽培され、生産された農作物は、庭先販売やJA共同直売所をはじめ、市場出荷、スーパーやレストランへの納品など、様々な場所で出荷・消費されています。

また、小平市はブルーベリー栽培発祥の地として知られており、ブルーベリーの摘み取りができる観光農園や、生菓や加工品は贈答品として多くの方に利用いただいております。さらに農業技術を学びながら実際に農作物を作る体験のできる体験農園など、市民が農業に触れることのできる取り組みも行われており、農業が市民に身近なものとして存在しています。

農地が多く残る小平市では、市民の地場産農産物への関心は大きく、直売所へ足を運ぶ市民の姿がよくみられる他、イベント等に開催する農産物

即売会においても、地場産農産物を買求めに多くの人々が訪れます。

## 3 地場農産物を利用した学校給食の取り組み

市内公立小学校給食は、それぞれの学校で給食食材を調達しながら調理を行う自校調理方式のため、学校の近くに農家がいないと地場農産物を調達できないことや、決められた時間に食材を届ける必要から、一軒の農家が配送できる学校に限られるなど、様々な課題がありました。

これらの課題を解決するため、市民、JA、関係機関、市が一つになって「農のあるまちづくり推進会議」を組織し、学校給食における地場産農産物の利用促進に向けて検討を行ってまいりました。

小平市では、平成21年度より、「小平市立小学校給食地場産農産物利用促進事業」が開始され、地場産農産物の使用量に応じて、市が補助金を支給することで、地場農産物の利用促進を図っています。

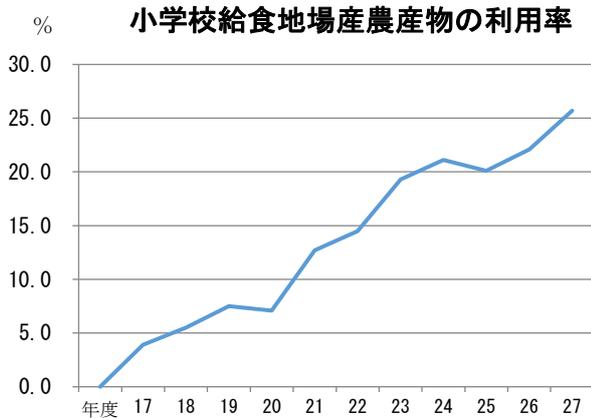
加えて、平成23年度からは、「地産地消推進事業」として、JAと連携し市内農家と調整を図りながら給食の食材を調達・配送する体制の整備を行っています。

農家にとって、小学校給食へ地場産農産物を供給することは、安定した販路の確保及び安定した価格で販売することができるという大きなメリットがあります。

学校給食における地場産農産物の利用率は年々増加しており、平成17年度は3.9%であったところ、平成24年度は20%を超え、平成27年

度には25.8%となり25%を超えました。

今後も目標の30%を目指し、積極的な地場産農産物の導入を進めてまいります。



平冬野菜すいとんの日」も実施しており、「小平夏野菜カレーの日」同様大好評です。



【小平夏野菜カレーの日】

#### 4 「小平産野菜を使用した夏野菜カレーの日」の実施

地場産農産物の利用促進や、食育活動の一環として、小平市では、生産者やJAと連携して、平成24年度から毎年1学期に全19公立小学校で、統一メニューとして、「小平夏野菜カレーの日」を実施しています。

小平市では、「自校調理方式」をとっているため、当日はそれぞれの学校のレシピで、小平産野菜をふだんに使用した夏野菜カレーが登場します。

今年度も、6月24日に全公立小学校一斉に「小平夏野菜カレーの日」が実施され、児童たちのおかわりの列ができるなど、大好評でした。

学校側の協力を得て、生産農家の代表が当日の給食に招かれ、児童たちと共に夏野菜カレーを味わうなど、生産者にとっては、消費者の反応や声を直接知ることができ、地域の子供たちにとっては、小平の農業を身近に感じることができる、よい機会となっています。

今年度のカレーの日は、全国学校給食協会の情報誌にも特集記事として取り上げられるなど、地場産農産物の利用促進への取り組みの認知度も、年々、徐々に広がりつつあります。

その他、夏野菜カレーの日の第二弾として、「小

#### シンボルマーク



##### 【畑からまっしぐら】

こだいらの農業の象徴として、出荷箱、結束テープ、販売袋、のぼり旗等に登場してPRに一役かっています。



##### 【ブルーベリー栽培発祥の地 こだいら】

愛称：ぶるべー  
こだいら産ブルーベリーのPRとともに、小平市の知名度アップの役割を担っています。

#### 小平ブルーベリーの マスコットキャラクター 【ぶるべー】



# 「農業」と「福祉」分野を超えた連携

## 問題解決に結びつけるきっかけづくり

(一社) 日本基金 ノウフクプロジェクト担当理事 林 正剛

### ①農福連携の広まり

働く意欲があっても障害等の理由により一般企業に就職できず、施設（注釈）を利用して就労している障害者が約 20 万人いると言われている。施設を利用して就労している障害者の全国平均月額工賃（収入）は平成 26 年度に A 型事業所で 66,412 円、B 型事業所で 14,838 円（厚労省調べ）であり、このような施設では、就労訓練のため、働く場や仕事を求めている。

#### 平成 26 年度平均工賃（賃金）

施設種別	平均工賃（賃金）		施設数 （箇所）	平成 25 年度（参考）	
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援 B 型事業所 （対前年比）	14,838 円 （102.8%）	187 円 （105.1%）	9,244	14,437 円	178 円
就労継続支援 A 型事業所 （対前年比）	66,412 円 （95.6%）	754 円 （102.3%）	2,625	69,458 円	737 円

#### 厚労省平成 26 年度工賃（賃金）の実績について

一方、農業分野では高齢化による担い手不足や耕作放棄地の拡大という問題が深刻化しており、仕事があっても人が足りないという状況にあると言う。このような中で、両者の持つ資源を有効活用してお互いの問題を解決する「農福連携」という考えが広まりつつある。これは、「農業」と「福祉」が分野を超えて連携し、人材の交流や知識の共有を行うことで、働く場所や人材の確保、地域の活性化に結びつけるというものである。

一般社団法人日本基金では、平成 27 年から厚生労働省と農林水産省とともに、「ノウフクプロジェクト」として農福連携の普及促進に努めてきた。



両省大臣参加の農福連携キックオフイベント H27.6.22

具体的には、イベントによる啓発や全国における障害者がかかわる農業の取り組みについての調査、情報収集、都市農地支援センターの「農」のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業で障害者施設からの農業相談に対するアドバイス事業などである。

### ②福祉サイドの状況

農福連携への関心が高まるにつれて、各地で農福連携研修会を開催している日本基金では、「農業をやりたいがどうやって農地を確保したらよいか」「農業のノウハウがないが誰に聞いたらよいか」という障害者施設からの個別相談を受ける機会が多くなった。平成 25 年度に NPO 法人日本セルフセンターが行った障害者施設に対するアンケート調査（平成 25 年度農林水産省都市農村共生・対流総合対策交付金事業）においても、農業をしたことがない障害者施設が農業活動の開始時における課題として多くあげたのは、農地の確保や農業技術の取得であった。

### ③農業サイドの状況

対して農家からは、「実際に障害者はどのくらい仕事ができるのか」「重労働を任せても大丈夫なのか」「障害者との付き合い方がわからない」という、障害者施設に農地を貸すことや農作業を委託することへの不安の声が聞かれた。

この不安に関しては、日本セルフセンターが平成 26 年度に障害者施設と農作業受委託の関係がすでにある農家に対して行ったアンケート調査（平成 26 年度同事業）で、障害者施設への農作業の委託を増やしたいという回答が多数寄せられたことから、何らかのきっかけで障害者施設との関係が一度できると障害者の働きぶりを見て、考え方や見方など意識が変わって、農家との関係構築による農福連携拡大の可能性があることがわかっている。

### ④農業と福祉の意見交換の必要性

「働く場が欲しい障害者」と「場所や技術はあるけれど人がいない農家」の問題を拾えたことで、「農業のことをどこに聞いたらよいのかわからない」障害者施設と、「障害者と知り合う機会がない」農家を取り持つ場があれば、両者の問題を解消することが可能であるとわかった。

そこで日本基金では「農」のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業を活用して、これまで出会う機会がなかった地域農家と障害者施設の両者を参加対象とした研修会の開催、農業と福祉の関係構築を目的とした、農業関係者と福祉関係者が顔をあわせる意見交換会を行ったところである。



アドバイザー派遣における研修会の開催

### ⑤意見交換会の開催

農業を行っている障害者施設への調査では、利用者家族や職員が所有する農地を借り受けるなどして、まずは、地域の農家に頼らず、見よう見まねで農業を始めたというケースが見受けられた。農業を担当する職員に専門的知識はなく、先のアンケート調査の結果にあったように、農業の技術取得が課題となっていたが、地元 J A や近隣農家に足を運んでまで協力を求めることはなく、計画的に生産し販売するまでに至らない所が多い。

平成 27 年 7 月にアドバイザー派遣事業で訪問した滋賀県の障がい福祉施設大地（B型事業所）では、農業を軸とした事業を拡大するため、農業技術の取得による障害者の職域の拡大や作業賃金の向上となる農業を模索していた。しかし、現状の農業は小規模であり、ほかで見受けられたケースと同様に地域農業関係者とのつながりは希薄であった。



大地の農園

大地との事業相談の結果、地域農業関係者との関係を構築するために地元 J A や地域の農家に参加を呼びかけ、意見交換会を開催することになった。

11 月に開催した意見交換会には、農業サイドからは若手の新規就農者を含む 4 名が参加し、大地からは施設長および農業担当職員 2 名が参加した。本会のコーディネート役であるアドバイザーからは、全国における農福連携の事例などを紹介し、大地からは、農業の現状や課題、また、これからの展望について報告があり、その後、農家とこれ

からの農福連携の可能性についてさまざまな意見を交わすことができた。



大地の施設で開催された意見交換会の様子

このような意見交換会は、同じ地域にいてもあまり出会うきっかけのない農家と障害者施設の顔合わせの機会となり、地域農家との関係構築への足がかりとなるなど、これまで知らなかった相手のことを知るための重要な場であると考えられる。大地にとっても今後農業を進める上で、主体的に連携強化へ向かうためのきっかけの場となったと考えられる。

## ⑥農福連携のきっかけづくり

近年、農業の大規模化や機械化による農作物の生産性の向上が図られ、日本の農業は大きく変わろうとしているが、中山間地域などを見ると、その変化に乗ることができない農家が多くあることに気が付く。障害者施設はそのような地域にも点在しており、きっかけさえあれば農福連携が進む可能性は高い。

農業を始めることは、農業の専門家でない障害者施設にとって、農地の取得や技術の習得などでこれまではハードルが高かった。

現在、障害者施設の中には、近隣の農家に気軽に声をかけ、除草のお手伝いから農家との信頼関係ができ、その農家から農地を借りたことをきっかけに農業を始め、いまでは農業従事者として本格的に行っている障害者施設も少なくない。しかし、こういった一歩を踏み出せず、障害者に農業

という選択肢を作り出せない障害者施設は多くある。

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億層活躍プラン」において農福連携の推進が掲げられ、農業に障害者の力を活用することへの期待はますます高まっている。それにつれて、一般紙などの新聞メディアでも各地の農福連携のさまざまな事例が取り上げられるなど、目にする機会が増えることで農業サイドにも関心を示す方は増えている実感がある。

アドバイザー派遣事業などを活用し、両者が出会う場の設定を積極的に進めることが、わたくしども日本基金が考える、「農業と福祉がつながって日本を元気に！」となる一歩と考える。そして、農福連携のことを多くの農業関係者にも知ってもらい、農業に関心があるが一歩を踏み出せない障害者施設へつながりをもってもらうことを期待する。

### \*（注釈）施設の種類

#### ◇就労以降支援事業所

就労を希望する 65 歳未満の障がい者で、通常の事業に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う施設。

#### ◇就労継続支援 A 型事業所

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う施設。

#### ◇就労継続支援 B 型事業所

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う施設。

# 都市農地センター お知らせ

## ■ 【開催案内】

### 都市農地活用支援センター定期講演会 2016 土地月間参加行事

当センターは、定期借地権推進協議会と共催で平成 28 年度定期講演会(土地月間参加行事)を 10 月 25 日に開催します。

今年度は、今年 5 月に都市農業振興基本法に関する基本計画が閣議決定しましたが、法律が制定されてから基本計画を策定するに至るまでについて、及び当該基本法の基本計画の閣議決定を受けた平成 29 年度の概算要求の概要や税制改正要望状況などについて、国土交通省都市局都市計画課の野村課長補佐にご講演していただいた後に、大阪府立大学の教授の増田昇教授に、「都市農地・都市農業の今後の可能性」についてご講演いただく予定です。

次いで、定期借地権について、自治体での活用事例を、定期借地権推進協議会運営委員長フィナンシャルプランナー大木祐悟氏に、講演していただきます。

都市農業振興基本計画の閣議決定を受けた今後の施策展開を展望するには絶好の機会ですので、ご案内申し上げます。

- 1 主催 : (一財)都市農地活用支援センター  
定期借地権推進協議会
- 2 後援 : 国土交通省  
全国農業協同組合中央会
- 3 開催日時 : 平成 28 年 10 月 25 日 (火)  
13:30~16:30  
(開場 : 13:10)
- 4 開催場所 : 東京ウィメンズプラザ B1 ホール  
(東京都渋谷区神宮前 5-53-67)
- 5 参加費用 : 無料
- 6 定員 : 200 名 (先着順)

#### 7 講演内容 : 情報提供

「都市農業振興基本法: 基本計画を受けた国の取組み状況」

国土交通省都市局都市計画課

課長補佐 野村 亘氏

講演 1

「都市農業・都市農地の今後の可能性～関西の事例を踏まえて～」

大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授・研究科長

増田 昇氏

講演 2

「定期借地権活用についての新たな視点」

定期借地権推進協議会運営委員長

大木祐悟氏

#### 8 申込方法 : 当センターWEBサイト入力フォームよりお申込み下さい。

e-mail または fax にてお申込みの場合、氏名・所属・住所・e-mail・tel fax を記載の上、以下連絡先宛にお送り下さい

e-mail : moushikomi@tosinouti.or.jp

FAX 番号 : 03-5823-4831

## 【 開催報告 1 】

### 「都市農業振興基本法」がめざすもの

### 都市農地活用支援センター定期講演会 2015 土地月間参加行事

当センターは平成 27 年 11 月 4 日(水)の午後、渋谷区にある東京ウィメンズプラザ・ホールで、講演会を開催しました。

本講演会は、都市農地の関係者をはじめとして幅広い層の方に、都市における貴重な資源である農地の役割と利用・保全のあり方を考える契機としていただくため、毎年、国土交通省が提唱する「土地月間」に併せ、定期借地権推進協議会と共催し、国土交通省及び全国農業協同組合中央会（JA 全中）の後援を得て実施しています。

今回のテーマが、平成 27 年 4 月に成立した「都市農業振興基本法」であったため、農業関係者のほか、行政、民間、大学等から約 130 名余の多数のご参加をいただきました。

本講演会の開催結果の概要は以下のとおりです。

#### ○ 講演会のプログラム

主催者挨拶	石原孝理事長	
センター報告	佐藤啓二常務理事	
講演 1	韓国の先行例と比較して見た都市農業基本法	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授 平田富士男氏
講演 2	公的機関における事業用定期借地権の活用状況について	定期借地権推進協議会運営委員長 大木祐悟氏

#### ○ 当センター業務報告

当センターからは、平成 25 年度から農林水産省の補助金を得て実施している「農」のある暮らしづくりアドバイザーの派遣事業について、平成 27 年度 11 月時点で、既に 150 件余の派遣実績が上がっていること等を報告するとともに、10 月に発行

した最新の機関紙「都市農地とまちづくり 70 号」の特集として都市農業振興基本法に関連する情報を掲載していることを紹介しました。

#### ○ 講演 1

「韓国の先行例と比較して見た都市農業基本法」と題し、兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授の平田富士男氏が講演をしました。平田教授は、日本に先んじて平成 23 年に「都市農業の育成及び支援に関する法律」を制定した隣国韓国の制度について、日本の基本法と対比しながら内容を紹介すると共に、特に韓国政府が策定している五カ年計画とその実施状況について現地撮影した写真や VTR を用いて詳細に説明しました。

#### ○ 講演 2

都市農地活用とも関係の深い定期借地権について、「公的機関における事業用定期借地権の活用状況について」と題し定期借地権推進協議会運営委員長の大木祐悟氏が講演しました。

大木氏は東日本大震災での災害公営住宅や防災等集団移転促進事業における活用状況を紹介すると共に、自治体等での活用実態データを元に、事業用定期借地権について建物用途別による差異等の分析結果を中心に発表しました。



盛況だった講演会の模様

## 【開催報告 2】

### 平成 27 年度都市農地活用実践ゼミナール

当センターは、平成 27 年度都市農地活用実践ゼミナールを、平成 28 年 2 月 10 日（水）、東京都千代田区の中央大学駿河台記念館で、130 名余の参加を得て開催しました。今回は、昨年の 4 月に成立した都市農業振興基本法に基づき農水省、国交省両省において都市農業振興基本計画の策定作業が進んでいることを受け、両省の実務担当官から計画案を中心に国の取り組みについて紹介していただきました。

また、平成 28 年度税制改正の内容等について柴原税理士が講義しました。

次いで、当センターがこの 3 カ年携わった国の緑地環境形成実証調査等の中から明らかになった各都市での都市農地保全の多様な取り組み状況の報告を行いました。

なお、当センターからは「都市農地振興基本計画」について、当センターに所属する 100 名弱の都市農地活用アドバイザーの意見を集約し、パブリックコメントを作成中であることを紹介しました。このゼミナール後、平成 28 年 2 月 26 日パブリックコメントを農林水産省に提出し、その内容を当センターのホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

また、会場でアンケートを実施しましたが、結果の内容を念頭に置いて、次回のゼミナールでは可能な限り反映できるようにし、皆様のより関心の高いテーマになるよう企画してまいります。ご協力ありがとうございました。



都市農地活用実践ゼミナールの模様

平成28年度

# 『農』のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業

## 事業概要および申込み方法

全国に広がる農業者や都市住民等の皆さんによる「農」のある暮らしづくりの取組を支援するため、その要請に応じて都市農業、福祉・コミュニティ、教育、防災、まちづくり等の専門家をアドバイザーとして派遣し、必要な助言・指導を行い、都市農業の多様な機能について、広く国民のみなさんの理解を醸成します。



申込みができる方	農業者やその関係団体、地域で活動している（またはしようとしている）住民・団体のみなさま。 ※企業、社会福祉法人、NPO、学校、自治体等も含まれます
派遣回数	3回まで（複数回の場合はその都度申込申請してください。）
費用等	派遣に要する費用のうち、旅費、謝金で当センターへの支援依頼のあるもの （片道50km未満の近接旅費を除く）。 ※内容等によっては申請者に費用を一部負担をしていただく場合もありますので、申請時にご相談下さい。また、現地での会場の手配・備品（プロジェクター等）は申請者にてご用意ください。
申込方法	所定の申請書に必要事項を記入の上、当センター宛にEメールまたはFAXにてお申込み下さい。申請書受領後、センターからご依頼内容の確認等のご連絡を致します。 ※申請書は、当センターホームページからダウンロードしていただくことができます。
申込期限	原則として実施日の2週間前まで （最終は平成29年3月10日まで）
派遣内容	『農』のある暮らしづくりを実現するための勉強会等での説明やアドバイスを行います（2時間程度）。 以下のご依頼内容に応じた専門家を派遣致します。 ◎レクリエーション等：農業体験農園・市民農園、地産地消、6次産業化、直売所、耕作放棄地対策、生きがい・就労等 ◎教育福祉：学校教育、食育、農と福祉の連携等 ◎コミュニティ：農を活かした各種イベント、農を活かした地域交流等 ◎まちづくり：防災協力農地、農のある風景づくり、資産活用等 農と住が調和した住宅地の整備、農を楽しむ高齢者住宅等 ◎その他：『農』のある暮らしづくりに関する上記以外のテーマ



### 申込み・問合せ先

ご不明な点などありましたら、右記までお問合せください。

一般財団法人 都市農地活用支援センター 相談部

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-9-13 岩本町寿共同ビル4F

電話：03-5823-4830 FAX：03-5823-4831 E-mail：katuyou@tosinouti.or.jp

<http://www.tosinouti.or.jp>



一般財団法人 都市農地活用支援センター 行

FAX:03-5823-4831

TEL:03-5823-4830

## 出版物申込書

■お申込の際は、該当する出版物の申込部数および必要事項をお書きの上、FAXまたは郵送にてお申込みください。

書籍番号	発行年月	出版物名	価格	内容	申込部数
1	平成27年 8月	『Q&A都市農地税制必携ガイド』 (H27年8月発行版)	2,332円(定価の 一割引.送料無料) *数量限定	取得、保有、譲渡、土地区画整理事業による活用等土地活用に必要な都市農地税制をポイント解説・相続・贈与の基礎から最新の小規模宅地、特定空家問題まで盛り込んだ必携書!	当センター完売 (お申込は 清文社HPへ)
2	平成28年 5月	平成25年度平成26年度 『定期借地権付住宅の供給実態調査 報告書』	1,000円+送料	平成25年26年に民間事業者及び公的主体により新規供給された定期借地権付住宅のアンケート調査を実施し、回答された調査結果を集計・分析すると共に平成24年以前も加え累積値及び経年動向を集計・分析。	
3	平成23年 3月	『超高齢社会と農ある暮らし』	1,000円+送料	元氣老人が楽しんでいる市民農園等、介護施設に併設された菜園のような介護と結び付いた取り組み、介護予防を兼ねたレクリエーションを提供する取り組み等を紹介する先進事例集	
4	平成22年 5月	『農を活かした町おこし・村おこし』	1,500円+送料	「農」を生かした都市住民との交流により地域活性化を図ろうとしている昨今、「農を介した」全国のさまざまな活動状況に着目し、そこでの背景・意義、創意工夫などを取材し、分かりやすくまとめた事例集	
5	平成20年 12月	『定期借地権制度のあらましー土地は所有から利用へ』(パンフレット)	300円+送料	定期借地権制度のわかりやすい解説と最新の供給事例等を盛り込み、地方自治体向けパンフレット	
6	平成20年 10月	『農を生かした都市づくり』	1,500円+送料	新しい時代の都市農地のあり方に関する有識者からの提案や都市農地の利活用の実践事例を幅広くとりまとめた事例集	
7	平成20年 10月	『定期借地権の新たな活用に向けてー再開発からマンション定借の最新情報ー』	1,500円+送料	最新の定期借地権制度の解説、最新事例を紹介	
8	平成18年 5月	『農住組合の手引 2006』	2,100円+送料	農住組合制度の具体的運用、手段を解説した公共団体及びJA等の担当マニュアル (注)農住組合設立認可の申請期限は平成23年5月19日に到来しました。	

平成 年 月 日受 NO.

団体(会社)名	
担当部署	
フリガナ	
担当者氏名	
E-mailアドレス	
送付先 (勤務先・ご自宅) どちらかに○印を お付けください	〒
通信欄	TEL: (内線 ) FAX: (指定請求書がある、請求内容の指示事項がある等、具体的にお書きください。)

## センター業務内容

- 都市農地活用に関する相談
- 都市農地アドバイザーの派遣
- 調査・研究
- 研修会・セミナー等の開催、支援
- 情報誌・図書等の刊行

## 出版物のお知らせ



### 都市農地とまちづくり



当誌「都市農地とまちづくり」のバックナンバーを  
ホームページに公開  
( <http://www.tosinouti.or.jp/> )

「都市農地とまちづくり」は都市農地を活用したまちづくりに関する情報をタイムリーに特集として提供する定期刊行物です。  
第33号(2002年秋)～第67号(2011年夏)を新たにホームページに公開しました。(第68号～第70号は公開済)  
今後、第32号以前にも順次広げてまいります。  
(冊子としての頒布は行っておりません。)

## 編集後記

10年ほど前に国の用地補償関係の業務で、オーストリア、ハンガリー及びフランスに出張しました。私は副団長として、オーストリアの道路公団の担当者及びハンガリー政府の担当者から説明を受けました。当時はEUの加盟国が東欧にも拡がり、それに併せて道路交通網の延伸計画がありました。オーストリアの道路公団で説明を受けた時には、ドイツ語圏であることもあって、土地の権利について厳格に運用されていることに驚かされました。相続が発生すると1ヶ月以内にオーストリア・アルプスの頂上まで、相続手続きが終わっていると説明され、ドイツ法を継受して運用している日本とは違うなと思ったものです。また、ハンガリーでは、1992年に協同組合移管法ができ、個人の農地所有が認められたため、農地は細分化・分散化され、農道体系は分断され、経営規模も縮小したとのことでした。フランスでは、財務省OBの方から説明を受けました。日本が1980年代後半に経験したような土地バブルが、フランスでは第二次大戦後の直後から起こってしまい、フランスの経済と財政に大打撃を与えてしまったようです。日本よりも70年も前に、土地所有権制度の限界を痛感していたようです。いずれの国においても、日本の市街地のように、スプロール化して宅地と用地が混在するところは見当たりませんでした。(M・K)

## 都市農地とまちづくり 2016年秋号(第71号)

発行所 : 一般財団法人 都市農地活用支援センター  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-9-13  
岩本町寿共同ビル 4F  
TEL 03-5823-4830 FAX 03-5823-4831  
発行日 : 平成28年10月24日  
発行人 : 石原 孝  
編集責任者 : 佐藤 啓二  
事務局 : 荒井 貴/菊池 正男/小谷 俊哉/松本 優子

\* 無断転載を禁じます